

## 市立伊勢総合病院障がい者活躍推進計画

機関名	市立伊勢総合病院
任命権者	伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
障がい者雇用に関する課題	令和元年6月時点で障害者雇用率は2.8%となっており、身体障がいのある人を7人任用している。今後は、知的障がいや精神障がいのある人についても、積極的な任用を推進する取り組みが必要である。
目標	
① 採用に関する目標	各年6月1日時点での実雇用率を法定雇用率以上とする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1.障がいのある人の活躍を推進する体制整備	障害者雇用促進推進者として経営推進部経営企画課長を選任する。
	障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む)について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
	障がい者からの職務に関する相談等には随時対応し、適切な職務上の措置を行う。
2.障がいのある人の活躍の基本となる職務の選定・創出	定期的に面談を実施し、業務との適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて業務内容等の検討を行う。
	障がいが起因となり従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3.障がいのある人の活躍を推進するための環境整備・人事管理	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・ 「自力で通勤できること」といった条件を設定する。 ・ 「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
	定期的に面談を実施し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講じる。
	時間単位の年次有給休暇や、病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。
その他	
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。